

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年2月6日（平成27年（行情）諮問第42号）

答申日：平成28年8月30日（平成28年度（行情）答申第264号）

事件名：生活保護受給者等就労自立促進事業の実施及び運用に係る通知の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「厚生労働省が労働局に対して発出した「生活保護受給者等就労自立促進事業」の実施に係る通知（当該事業の実施要領も含む。）並びに「生活保護受給者等就労自立促進事業」の運用に係る通知」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、新潟労働局長（以下「処分庁」という。）が平成26年9月9日付け新労発安0909第3号により行った全部開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人の意向に沿わない開示内容であることから、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人は、新潟県特定市から生活保護法による生活扶助を給付されている側にあり、今年8月11日（月）に、特定市の担当職員から「平成 年 月分求職活動状況申告書」同一のものを3枚、何の説明もなく渡された。特定公共職業安定所においても、この申告書の扱いが判らない様子であり、どのような趣旨を持ち、厚生労働省がこの申告書の導入を決定したのか。特定市並びに特定公共職業安定所の職員が、この申告書についての厚生労働省通知をどのように理解し、どのような形で申告書について扱いを行なおうとしているのかを、行政文書の開示請求によりその内容を確認しようとした。しかし、10月10日（金）に閲覧した中には、審査請求人が8月11日（月）に新たに手にした申告書

の様式を見つけることが出来なかった。

開第26-9号は、審査請求人が提出した8月18日(月)付けの行政文書開示請求書1枚の中で、2つの開示請求を行なったひとつである。審査請求人は、文書の名前を書かず、「②厚生労働省が労働局に対して通知した生活保護受給者に対する対応」と記述している。8月19日(火)PM3:52に、新潟労働局総務部企画室のAという職員から、開示請求書について問い合わせの電話があった。18日(月)、審査請求人が直接、新潟労働局に出向いて自筆の請求書2通を提出。担当職員が不在のため、後日電話にて開示内容についての審査請求人の意向の確認。生活保護受給者について職業安定所での厚生労働省が行なっている事業が2つあり、その事業の文書が存在していると説明を行なった。労働局内で、その事業を取り扱う部署が存在しており、その事業についての文書でいかとこちらに承諾を求めた。

(審査請求人は、この時、申告書について説明を行なっている。)

同時に開示請求をし、同時に開示決定を受けた保有個人情報の「求職管理情報(一覧表示)」のNo. 8(H26/08/11)に、特定公共職業安定所のBという窓口の職員が、「特定求職者33入力[生活保護受給者]」、No. 6(H26/08/11)に、「[続き]生活保護の求職活動証明の依頼があり証明する。」との記述がある。

また、No. 1(H27/08/11)に、「生活保護受給者」との記述がある(この件について、10月14日(火)、15日(水)に新潟労働局総務部企画室のAという職員に対して電話による問い合わせを行ない、担当部署によると、システム上書き続けると、生活保護受給者だと判らなくなるから、未来の日付で記述を行っている。このことは、厚生労働省が大まかなことを決め、やっている労働局とやっていない労働局があると言われる。)

このような特定公共職業安定所の職員の行為は、審査請求人が説明を一切行っていないのに、生活保護受給者と判っている以上、申告書についての説明してある文書を目にしていなければ、行なわないはずである。

特定年月日に、審査請求人は、特定市側から保護決定の通知を受けた後、2種類の申告書を渡された。市販されている「生活保護手帳」の厚生労働省通知の中に、同じ様式の物を見つけることができた。

一連の経緯の中で、審査請求人の求める物より明らかに少なめに決定されている。

(2) 意見書

いささか、厚生労働省担当職員は、常軌を逸していると思われる。

なぜなら、2014年(平成26年)8月11日(月)に手渡された求職活動状況申告書について、厚生労働省担当職員のいい加減さがどう

考えても垣間見える。

やらされる人間なんか、どうせどうとも思っていない。頭のネジがおかしな連中は、相手にしないで、同じ社会的身分だが、価値ある連中は税金で就労支援してやろうと言う意識がどうしてもぬぐえない。

(中略)

この求職活動状況申告書について、新潟労働局から開示を受けた行政文書には何ら適切な説明はついていない。緊急人材育成・就職支援基金により、審査請求人は、2010年9月～2011年11月、職業訓練を受けるため、給付を受けた。受給資格のための申請のための要件があり、給付の申請のための要件をクリアした上で、給付を受けた。求職活動とは何か、何ら説明がなされていない。ただ、職安に行けばいいのか。

新潟労働局から開示された文書によると、生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者の場合、この申告書に替わって、個人票Bが社会福祉事務所と職安との支援対象者の求職活動状況の共有化をなす文書になる。

職派就発0329第2号平成25年3月29日付の「生活保護受給者等就労自立促進事業の運用について」によれば、「15 求職活動状況等の情報共有の記載例について」で「個人票Bの支援実施状況の欄に、例えば「安定所の予約日である○月○日と○月○日の複数回来所しない。」等の状況を記載の上、これを送付するなどにより福祉事務所等への連絡を行うこと。」とある。

「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」の「8 支援の方法及び内容」の「(8) 求職活動状況等の情報共有」に、「特に、安定所の予約日に来所しない、紹介した事業所へ面接に行かない、求職条件の緩和指導を理由なく拒否する等の問題が生じた場合は、速やかにその状況を記載した個人票Bを送付するなどにより福祉事務所等に連絡の上、ケースワーカー等からの就労・自立に向けた助言等を依頼することとする。なお、助言等の対象となる具体的なケースについては、事前に福祉事務所と調整する」と

求職活動状況申告書に、ボールペンで記入する（今ではボールペンであっても消せるものがあるが。）との注意書きすら存在しない。職安に出向きスタンプを押すだけ。シャープペンで記入を行ない、またはボールペンですら、記入内容をスタンプの押印後、変更も可能かも知れない。考えて記入すれば。

「一般職業紹介業務取扱要領」P17の求職の有効期間の原則によれば、「求職申込みを行った日の属する月の翌々月の末日（求職を受理した日から2ヶ月経過後の月末）とする。」となっている。P21の求職の有効期間の延長の原則で、有効期間満了前（有効期間の終了前）に、

求職紹介や職業相談を行って「相談記録処理」によってシステムに入力した場合、あっせんの継続の申し出があったものとみなし、自動的に求職の有効期間が1ヶ月延長処理される。

求職活動状況申告書の求職申込み状況に、求職中及び新規申込みのどちらかに○をつけることの意味のなさ。

厚生労働省の求職活動とは、職安に行くことなのか？それで良しとして、認定の押印を行なっている現状に疑問符を感じざるを得ない。

生活保護法29条2項との兼ね合いの中で、求職活動状況申告書を役立たせようとは考えられていない。

審査請求人に開示されたもの以外に文書が存在していないとしたら、あまりに説得力が欠くといえようがない。

(添付資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者(以下、第3の項において「請求者」という。)は、平成26年8月18日付けで、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、「厚生労働省が労働局に対して通知した生活保護受給者に対する対応」に係る開示請求を行った。

(2) しかし、この記載内容では、本件開示請求対象となる行政文書の特定が困難であると思料されたことから、平成26年8月19日、請求者の同意を得た上で、請求する行政文書の名称等について、『厚生労働省が労働局に対して発出した「生活保護受給者等就労自立促進事業」の実施に係る通知(当該事業の実施要領も含む。)並びに「生活保護受給者等就労自立促進事業」の運用に係る通知』と補正を行った。

(3) これに対して、処分庁が同年9月9日付け新労発安0909第3号により原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、同年11月7日付け(同月10日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求は、本件対象文書の特定が不足している旨の不服申立てであると思料されるが、下記「3 理由」に記載するとおり、原処分における本件対象文書の特定は適正に行われているものであり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

補正後の開示請求内容に基づき、処分庁において、厚生労働省が都道府県労働局に対して発出した「生活保護受給者等就労自立促進事業」の実施に係る通知及び同事業の運用に係る通知に該当する文書を探索し、本件対象文書として、以下のとおり特定した。

文書1 平成25年3月29日付け職発0329第21号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」

文書2 平成26年3月31日付け職発0331第50号「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」の一部改正について」

文書3 平成26年3月31日付け職派就発0331第2号「平成25年3月29日付け職派就発0329第2号「生活保護受給者等就労自立促進事業の運用について」の一部改正について」

文書4 平成25年6月7日付け職首発0607第2号・職派就発0607第2号「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」

文書4については、平成25年5月16日付けで、厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あてに社援発0516第18号「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（以下「社会・援護局長通知」という。）が通知されたことを受けて、厚生労働省職業安定局首席職業指導官及び派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長から各都道府県労働局職業安定部長あてに、ハローワークにおける求職活動の実施状況の確認についての指示を行ったものであり、請求者が、審査請求書の中で、行政文書の開示請求により確認しようとしたと主張する「平成 年 月分 求職活動状況申告書」については、文書4の記の1及びその別添たる社会・援護局長通知並びに別紙3に「平成〇〇年〇月分 求職活動状況・収入申告書」という名称で様式例及び当該申告書の運用方法等について記述されていることが認められるものである。

(2) 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「一連の経緯の中で、審査請求人の求める物より明らかに少なめに決定されている。」等と主張しているが、本件対象文書の適正な特定については、上記(1)で述べたとおりであり、請求者の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分における本件対象文書の特定は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成27年2月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月10日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 平成28年6月30日 | 審議 |
| ⑤ 同年8月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求及び原処分について

審査請求人は、「厚生労働省が労働局に対して通知した生活保護受給者に対する対応」の開示を求めたところ、処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」を「厚生労働省が労働局に対して発出した「生活保護受給者等就労自立促進事業」の実施に係る通知（当該事業の実施要領も含む。）並びに「生活保護受給者等就労自立促進事業」の運用に係る通知」に補正した上で、文書1ないし文書4を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求人の意向に沿わない内容であり、一連の経緯の中で、審査請求人の求める物より明らかに少なめに決定されていると主張する。

諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、本件請求文書の開示請求に関して、処分庁から補正の求めがあったことについて、審査請求書に、「後日電話にて開示内容についての審査請求人の意向の確認。生活保護受給者について職業安定所での厚生労働省が行なっている事業が2つあり、その事業の文書が存在していると説明を行なった。労働局内で、その事業を取り扱う部署が存在しており、その事業についての文書でいかとこちらに承諾を求めた。」と記載しており、このことについては、不服を申し立てていない。

(2) 当審査会において確認したところ、文書1は、厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長宛てに発出した「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」という標題の通知であり、文書2は、厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長宛てに発出した「「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」の一部改正について」という標題の通知であることから、これらの文書は、「厚生労働省が労働局に対して発出した「生活保護受給者等就労自立促進事業」の実施に係る通知（当該事業の実施要領も含む。）」に該当するものと認められる。

また、文書3は、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長から各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出した「平成25年3月29日付け職派就発0329第2号「生活保護受給者等就労自立促進事業の運用について」の一部改正について」という標題の通知であり、文書4は、厚生労働省職業安定局首席職業指導官及び派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長から各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出した「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」という標題の通知であることから、これらの文書は、「「生活

保護受給者等就労自立促進事業」の運用に係る通知」に該当するものと認められる。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書を閲覧した際に、審査請求人が特定市の担当職員から渡された「平成 年 月分求職活動状況申告書」の様式を見つけることが出来なかった」ことを根拠に、審査請求人の求める物より明らかに少なめに決定されていると主張しているものと解される。

これに対し、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1））において、「請求者が、審査請求書の中で、行政文書の開示請求により確認しようとしたと主張する「平成 年 月分 求職活動状況申告書」については、文書4の記の1及びその別添たる社会・援護局長通知並びに別紙3に「平成〇〇年〇月分 求職活動状況・収入申告書」という名称で様式例及び当該申告書の運用方法等について記述されている」旨説明する。

当審査会において、文書4を確認したところ、その別添たる社会・援護局長通知の記の4（2）に「対象者のうち、就労していない者及び現に就労しているが就労収入増加のための活動が必要な者に対しては、毎月、別紙3を参考にして求職活動状況・収入申告書を提出させること。」と記載されており、別紙3は、「平成〇〇年〇月分 求職活動状況・収入申告書」の様式例であることが認められた。別紙3は様式例であることから、当該様式例と実際に使用される特定市の「平成 年 月分求職活動状況申告書」が完全に一致しなければならないものではなく、諮問庁の上記説明は首肯できる。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定市においては、別紙3の様式例から「収入の状況」欄を削除したものを「求職活動状況申告書」として使用しているが、特定市では、就労の有無にかかわらず、生活保護受給者全員に対し、「収入申告書」及び「求職活動状況申告書」の提出を求めており、収入の状況については、「収入申告書」により把握しているとのことであった。

- (4) 以上のことから、新潟労働局において、本件対象文書の外に、本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、新潟労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 文書1 平成25年3月29日付け職発0329第21号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」
- 文書2 平成26年3月31日付け職発0331第50号「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」の一部改正について」
- 文書3 平成26年3月31日付け職派就発0331第2号「平成25年3月29日付け職派就発0329第2号「生活保護受給者等就労自立促進事業の運用について」の一部改正について」
- 文書4 平成25年6月7日付け職首発0607第2号・職派就発0607第2号「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」